

令和3年度 第4回生駒市地域公共交通活性化協議会  
議事概要

日 時 令和3年12月15日(水) 午前10時～午前12時

場 所 生駒市役所 4階 大会議室

出席者

(委員) 小紫会長(代理:山本副市長)、土井副会長(議長)、森岡副会長、米田委員(代理:松石様)、平田委員(代理:向手様)、井上委員、池田委員(代理:岩藤様)、篠田委員(代理:渡邊様)、猪原委員(代理:杉澤様)、澤島委員(代理:東様)、今西委員(代理:東様)、通山委員(代理:熊木様)、長崎委員、中川委員、松尾委員、矢田委員、鐵東委員、新井委員、村田委員

(事務局) 生駒市(米田建設部長、中谷事業計画課長、清水事業計画課長補佐、白川事業計画課交通対策係員、横関事業計画課計画係員)、流通科学大学(岸野アドバイザー)、一般社団法人システム科学研究所(加藤)

欠席者 2名

傍聴者 4名

議 事

1 報告案件

(1)各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

2 審議案件

(1)令和3年度コミュニティバスの評価について

(2)地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

(3)鹿ノ台地区コミュニティバスの実証運行計画について

(4)整備優先順位の高い地区へのヒアリング調査について(菜畑地区)

(5)地域主体の公共交通サービスの検討について

3 その他

(1)今後の会議予定

(2)その他

【配布資料】

[前回協議会の議事概要]

[資料1] 各路線におけるコミュニティバスの利用実績

[資料2] 令和3年度コミュニティバスの評価について

[資料3] 地域公共交通確保維持改善事業・事業評価

[資料4] 鹿ノ台地区コミュニティバスの実証運行計画(案)について

[資料5] 菜畑地区における公共交通サービス案の検討

[資料6] 地域主体の公共交通サービスの検討 ※当日配布

## 主な議事内容

### 1 報告案件

#### (1)各路線におけるコミュニティバスの利用状況について

- 資料1に基づいて事務局から説明した。
- 委員から特に意見はなかった。

### 2 審議案件

#### (1)令和3年度コミュニティバスの評価について

- 資料2に基づいて事務局から説明した。
- 議長から、評価指標の数値のみを見ていると評価の目的が分からなくなるため、次回協議会では新たな評価指標に関する説明と共に、評価の目的についての説明もお願いしたい。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(1)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

#### (2)地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について

- 資料3に基づいて事務局から説明した。
- 委員から、資料3 P.1の⑤目標・効果達成状況に「補助対象沿線において人口減少や高齢化が進んでいる」と記載されているが、根拠となるデータを示すのか。との発言に対して、事務局から、評価の中ではデータは示さないが、実際に人口減少や高齢化が進んでいる。との発言があり、議長から、現状値と目標値の数値根拠として資料3 P.7にデータを追記しても良いのではないかと。との発言があった。
- 委員から、評価結果について異議はないが、呼びかけをしても利用者が増えないのであれば、相乗りタクシー等の別の方法の検討もお願いしたい。との発言に対して、議長から、移動手段の持続可能性という観点から、これからの対応方法を検討していきたい。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(2)について承認を求めた結果、追記があれば事務局に一任することで、全委員が承認した。

#### (3)鹿ノ台地区コミュニティバスの実証運行計画について

- 資料4に基づいて事務局から説明した。
- 委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(3)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

#### (4)整備優先順位の高い地区へのヒアリング調査について（菜畑地区）

- 資料5に基づいて事務局から説明した。
- 副会長から、案③たけまる号の曜日限定運行が導入されれば、小倉寺の周辺に住んでいる人たちも生駒駅周辺へ行きやすくなり、菜畑地区以外の人たちも恩恵を受けることができる。との発言に対して、事務局から、西畑・有里線との兼ね合いもあり、来年度以降の

コミュニティバスの再編と併せて検討していく。との発言があった。

- 副会長から、(株)山長の石の切断場所でバスやタクシーの転回ができそうであるため、門前線を菜畑地区の途中で折り返すことも含めて検討してみてもどうか。転回できないのであれば、地元住民との協議の中で可能性を探ってみてもどうか。との発言に対して、事務局から、転回場所について地元住民との話し合いで検討する。との発言があった。
- 委員から、各案の利用対象を教えてください。との発言に対して、事務局から、各案とも菜畑地区住民全員が利用可能であることを想定している。との発言があった。
- 副会長から、タクシーで門前町南バス停まで行き、更にそこからタクシーを利用して目的地へ行く場合の料金はどのようになるのか。タクシー会社が本当に引き受けてくれるのか。との発言に対して、事務局から、運賃100円の場合は利用区間を門前町南バス停までに限定する。との発言があり、委員から、時間貸や区間限定での運行は可能であるが、利用区間外の追加走行分についてはメーター料金を支払ってほしい。乗務員が対応できるようにルールを明確にしてほしい。営業所から菜畑地区に行くまでの距離も考慮してほしい。との発言があった。
- 委員から、案①定時運行型タクシーと案②予約型の定額タクシーでは、門前町南バス停で門前線に乗り換えずに、そのまま生駒駅までタクシーを利用したい人が多いのではないか。門前線の普段の利用者にとっては、菜畑地区を経由することで、所要時間が長くなるため、かえって門前線を利用しなくなるのではないか。との発言に対して、事務局から、目的地までのタクシー利用を支援する場合、タクシーチケットと同じとなるため、生いきクーポン券との違いが無くなる。生駒市としての支援と考えると、最寄りの公共交通であるたけまる号までの移動支援という形となる。また、案③はたけまる号が再編された場合、空き時間ができた他路線の車両を活用する予定であり、門前線の本数自体は現行と変わらず、菜畑地区を経由するダイヤが新たに増えることを想定している。との発言があった。
- 副会長から、案③は、資料5 P.4の赤線のルート(菜畑地区内)のみを、門前線と別で運行するのか。との発言に対して、事務局から、門前線に赤線のルートを追加したダイヤを新たに運行する。との発言があり、議長から、案①を説明する資料5 P.2の赤線と案③を説明するP.4の赤線は意味合いが異なるため、読み手が混乱しないように、補足説明を付ける必要がある。との発言があった。
- 委員から、相乗りタクシーという形にして生駒駅まで行く案を提案してもよいのではないか。との発言に対して、議長から、乗用タクシーでの相乗り利用の制度が最近緩和されており、4つ目の案として地域住民と相談してはどうか。との発言があり、委員から、相乗りはタクシー料金を利用者で割り勘する制度である。住民が共同で配車依頼し乗車する方法や、アプリで予約する方法があるが、アプリ導入はタクシー会社の負担が大きく、高齢者にとっても利用しづらいことが考えられる。との発言があった。
- 副会長から、買い物に行くと帰りは荷物があるため、行きよりも帰りの移動支援を重視する必要がある。との発言に対して、議長から、案②は、帰りのたけまる号に乗る前に、タクシー配車予約が必要であるため手間であるが、色々な選択肢を住民に見てもらって決めてはどうか。との発言があった。

- 議長から、菜畑地区全体でも 39 世帯 79 人と少ないため、住民全員に普段の移動実態やニーズを尋ね、各案を利用したい人が何人いるのかを確認し、その結果を踏まえてサービス内容を調整しても良いのではないかと発言があった。
- 委員から、案①と②の利用料金 100 円の根拠を説明してほしい。との発言に対して、事務局から、コミュニティバスに乗継するため料金負担を考えて 100 円と仮定している。との発言があり、岸野アドバイザーから、西畑・有里線では各区間は 200 円、両区間をまたがる場合は 350 円と設定したが、他路線に乗り継ぐ場合の運賃設定の事例はまだ無いため、本協議会で定めてはどうか。との発言があり、議長から、今回はたけまる号と乗継するため、たけまる号運賃 200 円の半分の 100 円とするというルールを進めてみてはどうか。との発言があった。
- 議長から、自治会長へのヒアリング実施前に確定版の資料を委員へ送付してはどうか。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(4)について承認を求めた結果、全委員が承認した。

#### (5)地域主体の公共交通サービスの検討について

- 資料 6 に基づいて事務局から説明した。
- 委員から、資料 6 P.10 で悪い例に「たけまる号を導入する」と記載してあるが、この表現ではたけまる号を否定しているように読み取れる。との発言があり、議長から、誤解されないように「たけまる号と決めつけて導入を検討する」のような表現に修正した方がよい。との発言があった。
- 事務局から、地域住民だけでガイドブックを読んで公共交通サービスを導入することは難しいので、相談窓口を設けて、それをガイドブックに掲載してはどうか。また、道路運送法上の許可・登録を要しない運送を導入する場合には、乗降場所やチャイルドシート設置など道路交通法の遵守についても考慮する必要がある。との発言があった。
- 委員から、市としては地域主体についてどのように考えているのか。具体的にどの地域での導入を想定しているのか。との発言に対して、事務局から、地域主体とは行政だけでなく地域も一緒となって検討していくという趣旨であり、萩の台住宅や過去に要望のあった地域での導入を想定している。との発言があり、議長から、実例が得られるため、導入したいと考えている地域で実証実験をやってみてはどうか。との発言があった。
- 委員から、資料 6 P.3 の協議会の取組の中に、これまで協議会内で地域の優先順位を決めて、たけまる号を導入したことを記載してはどうか。との発言に対して、議長から、国の取組みよりも協議会の取組みについて細かく記載する必要がある。との発言があった。
- 議長から、既存の交通事業者に納得してもらえる内容とする必要がある。輸送資源の総動員を考えると、病院の送迎バス等との協力も選択肢にいれてはどうか。との発言があった。
- 議長から、誰がどういう事をするために用いるガイドブックかを明確にした方がいい。ガイドブックを住民に渡しても理解し進めることが難しいため、相談窓口に来てもらい、一緒にガイドブックを確認しながら検討するのはどうか。資料 6 P.15 地域の皆様で考えることについて、記載内容以外にも地域住民が考える内容（ドライバーや運行管理者の確保

等)があるが、記載内容が増えるため、住民と行政のどちらに狙いを絞った資料とするのかを考える必要がある。年度内にどこまでの内容を整理するのかを考えておく必要がある。との発言があった。

- 会長代理から、誰が使うガイドブックなのか分かりづらいため、まずは地域住民にとって分かりやすいガイドブックとしてはどうか。ガイドブックの作成は、内容の議論を深めるために、令和3年度を超えても良いのではないか。との発言に対して、事務局から、今年度に資料6をガイドブックの第1版とし、今後地域住民と相談する中で、内容を改訂していく予定である。との発言があった。
- 議長から、導入に関する細かい点は生駒市へ相談してもらうこととし、住民がやる気になり、導入に向けて取り組めるような内容のガイドブックを作成してはどうか。次回協議会でガイドブックの使い方・考え方や今後のスケジュールや資料の中身を審議したい。次回協議会までに各委員が資料6の内容を確認し、次回協議会で意見をいただくこととした。との発言があった。
- 副会長から、ガイドブックを作成しただけでは地域主体とならず、ガイドブックを地域住民とのワークショップで示して議論していく必要がある。との発言に対して、議長から、ガイドブックがあるとそれを読んだ地域住民から意見がもらえるため、作成することにも意味があり、その上でガイドブックの使い方を考える必要がある。との発言があった。
- 委員から、奈良市のななまるカード(高齢者優待乗車証)のようなサービスを生駒市でも導入できないか。高山地区はたけまる号が運行しておらず、公共交通サービス提供の恩恵を受けていないため、市民全員に行き渡るサービスがほしいとの声もいただく。との発言に対して、会長代理より、元々は交通費助成が目的であった「生きいきクーポン券」を配布しているため、奈良市のようなサービスは難しいが、こういう議論は続けていきたい。との発言があった。また、議長から、高山地区へのサービス提供に関してこれまで協議会で議論や取組みをしているため、その経緯や結果について協議会后に事務局より委員へ説明してはどうか。との発言があった。
- 委員から、資料6は読み込んでみたいと思う内容であり、読み込むには時間と労力がかかるが、簡単にし過ぎると内容が伝わらなくなる懸念があるため、工夫が必要だと思う。との発言があった。
- その他委員から特に意見はなかったことから議長が審議案件(5)について承認を求めた結果、引き続き審議案件とすることで全委員が承認した。

### 3 その他

#### (1) 今後の会議予定

- 事務局から、第5回協議会は令和4年3月22日の10時から生駒市役所4階大会議室にて開催する予定である。との説明を行った。

#### (2) その他

- 資料6(地域主体の公共交通サービスの検討)について気付いた点や意見があれば事務局へご連絡ください。との説明を行った。

以上